

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------------------	--------------------------	-----	--

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)				
	計 ①+② ③	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉑) ⑦	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑥+⑦ ⑧	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 (⑲又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪			円	円	
当期において控除する外国税額 (⑪若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は⑫) ⑫		計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細					
事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税額 (⑯又は⑰のうち少ない額) ⑱
名 称	所 在 地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------------------	--------------------------	-----

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙四十二〕

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯
当期において控除する外国税額の計算			円	円	円	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑧) ②		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ①+② ③					
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の②)は上段に、 ②は下段に) ⑧	(イ) (ロ)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		計 ⑪		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		当期分			
当期分として算定した法人税割額 (⑳若しくは㉑又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑫			翌期繰越額計			
当期において控除する外国税額(㉒ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉓及び㉔) ⑬						

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額 ⑰	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 ⑱	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額 ⑳	各市町村ご とに算定した法 人税割額 ㉑	各市町村ご とに控除する外 国税額(㉒)又 は㉓のうち少 ない額) ㉔
特 別 区 以 外	名称	所在地	円	円	円	人	円	円	円
	小計		⑳				㉑		
特別区			㉕(⑰(イ)+⑱(イ)-㉖)				㉕(⑰(ロ)+⑱(ロ)-㉖)		
合計			㉗	㉘	㉙		㉚	㉛	㉜
			控除未済繰越額 ㉗-㉙ ㉚						控除未済繰越額 ㉚-㉜ ㉛